

(仮称)

多文化都市八戸

文化芸術推進基本計画

令和4年度

※市長挨拶のページ

目次

第1部 計画策定の趣旨や理念等

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 文化芸術に関する法整備等の動き 2
- 3 当市の文化芸術に関するこれまでの取組など
- 4 市民アンケート等の結果
- 5 基本計画の理念及び施策体系等

第2部 主要施策と取組方針

- 施策1 ふれる・ふかめる ～文化芸術に親しむ～
- 施策2 つくる・いどむ ～新たな創造への取組～
- 施策3 まじる・まざる ～文化芸術による共生～
- 施策4 のこす・いかす ～伝統の継承と活用～
- 施策5 つなぐ・ささえる ～担う人、支える人の確保・育成～
- 施策6 あつめる・ひろめる ～連携のソフトインフラ～

第3部 主な拠点施設における取組

- 1 多目的な施設
 - 八戸ポータルミュージアム（はっち）
 - 八戸まちなか広場（マチニワ）
 - 地区公民館
- 2 美術館
 - 八戸市美術館
 - 澤田政廣の世界 洗心美術館
 - 八戸クリニック街かどミュージアム
 - 帆風美術館

3 劇場・ホール

八戸市公会堂

八戸市南郷文化ホール（スウィングベリー-NANGO）

ジャズの館南郷

デーリー東北ホール

4 たたみの施設

八戸市文化教養センター南部会館

八戸市立集会場（更上閣）

5 本にふれる施設

八戸ブックセンター

八戸市立図書館

八戸市立南郷図書館

八戸市図書情報センター

6 歴史にふれる施設

八戸市博物館

八戸市史跡根城の広場

八戸市南郷歴史民俗資料館

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

八戸市縄文学習館（是川縄文館分館）

資料編


1 市民アンケート・ヒアリング調査結果

2 これまでの取組事例

3 文化施設・文化財一覧

4 文化政策の年譜

5 言葉の定義集



第1部 計画策定の趣旨や理念等

1 計画策定の趣旨

この計画は、八戸市における文化芸術の振興と、文化芸術の振興をとおして人々が生き生きと暮らす、豊かで活力ある魅力的な地域づくりを目指しています。

市の文化政策に関する方針としては、平成27（2015）年12月に「八戸市文化のまちづくりビジョン」（以下、「文化のまちづくりビジョン」という。）を策定し、その推進期間を概ね5年として、事業に取り組んできました。

また国では、平成29（2017）年にそれまでの「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」への改正にあたり、地方における文化芸術の推進に関する計画策定を努力義務としたところです。

このようなことから、「文化のまちづくりビジョン」に代わる八戸市の総合的な文化芸術に関する施策の基本的な計画として、「多文化都市八戸文化芸術推進基本計画」を策定します。

当該計画の名称における「多文化」の定義は、平成18（2006）年に文化芸術活動の支援・推進を検討するため、市民による自由な意見交換の場として当市が設置した「多文化都市八戸推進検討会議」にさかのぼり、「活発に繰り広げられる八戸市民の多様で特色のある自主的な文化活動」を意味しています。

この会議では、当市を、「伝統に根ざしながらも域外のものを取り入れることで、新しいものを生み出し、更なる発展を遂げようとする気風に富んだ街」であると捉え、多様な価値観を持った人々がお互いを認め合い、刺激しあい、高いレベルで市民の多種多様な文化芸術活動が活発に行われる街であると評価しました。

このような当市の気風・個性・長所を一層高められるよう、引き続き「多文化都市八戸」を標榜し、文化芸術の振興と地域の振興に取り組むものとします。

なお、計画策定にあたっては、国の法整備や当市における文化政策等の動き、市民アンケートや文化芸術団体等へのヒアリングを踏まえながら、市の諮問機関である「多文化都市八戸推進懇談会」における審議を経て策定作業を進めました。

《文化芸術の範囲について》

当該計画が想定する「文化芸術」の範囲は、国の文化芸術基本法が政策の対象として掲げる文化芸術を基本としながら、文化の多様性確保の観点から、地域における固有の文化芸術や生活様式などの広い意味での文化も対象とします。

文化芸術

- **芸術一般**（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、ダンス等）
- **メディア芸術**（映画、漫画、アニメーション等）
- **伝統芸能**（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
- **芸能**（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- **生活文化**（茶道、華道、書道、食文化等）
- **国民娯楽**（囲碁、将棋等）
- **出版等**（出版物、レコード・DVD等）
- **文化財等**（有形無形の文化財とその保存技術）
- **地域における文化芸術**（地域の文化芸術公演、展示、芸術祭、地域固有の伝統芸能、民俗芸能等）

2 文化芸術に関する法整備等の動き

ここでは、文化芸術振興のための法整備等に関する昨今の国の動きを追いながら、当該計画の策定にあたり留意する点を整理します。

平成13（2001）年、文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が制定され、文化芸術の振興が国や地方自治体の責務として法律に位置づけられました。

平成24（2012）年、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が整備され、文化ホール等を文化芸術の継承・創造・発信をする場として活性化し、実演芸術の振興を図るものとなりました。

平成29（2017）年には、文化芸術振興基本法が「文化芸術基本法」（以下、「基本法」という。）に改正されたところです。基本法改正にあたり新たに加えられた主な観点は、下記のとおりです。

- ・文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との有機的な連携が必要との観点
- ・関連分野との連携などで文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用するとの観点
- ・年齢、障がいの有無又は経済的な状況等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができる環境の整備が必要との観点
- ・乳幼児、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性と、学校等と文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互連携が必要との観点

- ・文化芸術団体は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的に役割を果たすことを求める観点

この基本法の成立を踏まえ、翌年、平成30（2018）年には、文化芸術産業の活性化と拡大を図る「文化経済戦略」が策定されました。

そして、同年に閣議決定された基本法に基づき国が初めて策定した「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—」は、目標として「1文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「2創造的で活力のある社会」、「3心豊かで多様性のある社会」、「4地域の文化芸術を推進するプラットフォーム（※●）」を掲げました。

また、基本法の理念にのっとり、同年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、令和2（2020）年には「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されています。

さらに、人口急減・超高齢化、東京一極集中という我が国の課題に取り組むことを目的とした「地方創生」のための第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2（2020）年改定版）の基本目標のひとつ、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の取組項目として、「文化によるまちづくり」が掲げられました。こうした「地方創生」のテーマは、「住み続けられるまちづくり」を目標のひとつに掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の理念とも響き合っています。

当該計画の策定にあたっては、こうした国等の動向や文化芸術を取り巻く社会的背景を踏まえながら、文化芸術の振興のみならず他分野との連携による文化によるまちづくりや、子ども達や障がいのある方などに対して、誰もが文化芸術の恩恵を享受できる環境づくり、文化施設の果たす役割の重要性などの観点を盛り込むものとします。

※● プラットフォーム・・・さまざまな主体（市、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、学校等）が緩やかに繋がり（ネットワークを結び）、目的をもった活動（例えば、情報交換や勉強会など）や何らかの協働が行われる場

3 当市の文化芸術に関するこれまでの取組など

当市の文化芸術に関するこれまでについて、(1) 歴史的経緯や背景、(2) 「文化のまちづくりビジョン」策定に至るまでの当市の文化行政の経緯、(3) 「文化のまちづくりビジョン」の3つの視点にまとめて振り返ることによって、当該計画の策定にあたっての留意すべき点を整理します。

(1) 歴史的経緯や背景

まず、「八戸市史（通史編）」などをもとに、当市の文化芸術活動の歴史の一端を振り返ります。

八戸市史によると、八戸の俳諧の歴史は古く、天明年間（1780年代）、八戸藩七代藩主・南部信房の時代に由来し、明治期に創設された「八戸俳諧倶楽部」を経て、昭和30（1955）年代以降は、俳人の登竜門とされる角川俳句賞の受賞者を複数輩出しており、現在でも、「薫風（くんぷう）」「青嶺（あおね）」「たかんな」の3結社が中心となり、「俳句のまち八戸」のエネルギーを感じる精力的な活動が行われています。

「八戸三社大祭」や、民俗芸能「えんぶり」も藩政時代より受け継がれ、「八戸のえんぶり」は昭和54（1979）年に、「八戸三社大祭の山車行事」は平成16（2004）年に、それぞれ国の重要無形民俗文化財に指定されました。さらに、「八戸三社大祭の山車行事」は、全国33箇所の「山・鉾・屋台行事」のひとつとして、平成28（2016）年にユネスコの無形文化遺産に登録されています。

毎年お盆に行われる「墓獅子」で知られる「鮫（さめ）神楽」や、八戸三社大祭の行列に彩を添える「法霊（ほうりょう）神楽」などの神楽獅子、「虎舞（とらまい）」なども藩政時代より現在に伝わるほか、青森県無形文化財に指定され八戸三社大祭の中日（なかび）に行われる「加賀美流騎馬打毬（かがみりゅうきばだきゅう）」も八戸藩の伝統的な武芸のひとつです。

また、世界最初のエコロジストと呼ばれる安藤昌益が「自然真営道」をこの地で著したのも藩政時代で、これにちなんで、平成4（1992）年には「昌益国際フェスティバル・八戸」が開催されています。

令和3（2021）年、ユネスコの世界遺産に登録された是川石器時代遺跡の発掘調査は明治→大正時代に始まっています。また、明治7（1874）年、現在の市立図書館の前身である八戸書籍縦覧所が開設されるなど、当時の地域の人々の書籍を通した歴史や教養への関心の高さが窺えます。

大正時代には、櫛引八幡宮の甲冑二領が国宝に指定されたほか、90年以上続く全国でも稀有な童話会である「森のおとぎ会」の第1回が開催されています。さらに昭和初期には、吉田初三郎が種差海岸に居宅兼アトリエ「潮観荘」を構え、数多くの鳥瞰図を描きました。

戦後になると、様々な分野で文化芸術活動が活発になります。戦後すぐに「八戸総合芸術展」が八戸商工会議所ホールで開催され、日本画、洋画、版画、書道の作品が出展され、短歌や俳句、写真や生花部門も加え、戦前からのキャリアを持つ郷土の芸術家たちが一堂に会して作品を展示し論評を公にするなどの活動が盛んに行われ、その後、中央画壇で活躍する作家の活躍などにつながっていきます。

文芸部門では、詩人 村次郎や昭和36（1961）年に小説「忍ぶ川」で芥川賞を受賞した三浦哲郎（みうらてつお）などのほか、文芸誌の発行などを通して県南作家の創作活動も活発に行われました。

また、昭和20（1945）年代から30（1955）年代にかけて職場演劇が活発に行われ、この間、鑑賞団体として「八戸芸術鑑賞協会」が誕生し、現在の「八戸市民劇場」につながっていきます。

昭和30（1955）年代には、各ジャンルの活動をまとめる八戸文化協会（現八戸市文化協会）が結成され、その後、協会内に華道部、茶道部、生活文化部などが新設され、昭和42（1967）年には日本舞踊関係者により「みちのくおどり」が始められ、現在に至っています。

市民の音楽活動も活発で、八戸市民フィルハーモニー交響楽団や市民コーラス団体による合唱連盟が発足し現在まで活動しているほか、昭和56（1981）年には八戸市民オペラ協会が発足し、計10回の公演を重ねました。

「蕪嶋まつり」、「七夕まつり」、「菊まつり」など、市民に親しまれている年中行事も、商工業振興のための行事として昭和20（1945）年代に始まっています。

さらに、昭和20（1945）年、平和回復にともなう文化復興の機運の中、「八戸市を中心に北奥羽地域に文化の根を育みたい」との新聞創刊の声が湧き上がり「デーリー東北」が創刊されています。

学校教育に目を転じると、音楽や演劇などで輝かしい実績があります。音楽では昭和50（1975）年以降、小中学校で合唱・吹奏楽・管弦楽のいずれもコンクールで日本一になるなど目覚ましい成績をあげています。高校演劇の活動も盛況で、昭和28（1953）年には市内4校による「高校演劇祭」が企画され、昭和47（1972）年、49（1974）年には県立八戸北高等学校演劇部が全国高等学校総合文化祭演劇部門で二度

の最優秀賞を獲得しています。また、白菊学園高等学校（現八戸聖ウルスラ学院高等学校）音楽科、八戸工業大学第二高等学校の美術コース、県立八戸東高等学校の表現科など、特色ある文化・芸術教育により多くの芸術家の卵を育ててきました。

その他にも近年の話題として、「街に市民映画館を創る会」が中心となり誕生した「フォーラム八戸」、市民とアートの創発的な場づくりを目指し前衛的な芸術活動を展開している「ICANOF（イカノフ）」、世界的なジャズミュージシャンが出演する「南郷ジャズフェスティバル」や、全国的にも類例の少ない文化施設である八戸ポータルミュージアムや八戸ブックセンター、アートの学びを事業の柱にした八戸市美術館などの拠点施設の整備運営及び八戸市史編纂事業などがあります。

このように歴史を振り返ってみると、現在、地域において目にし、触れることができる文化芸術の多くが過去にその源泉を持つこと、同時に、それらが時代にあわせて内容や担い手、社会における価値を変えながら、当地域における文化芸術の個性を形成していると考えることができます。

(2) 「文化のまちづくりビジョン」策定に至る経緯

市では、国の文化芸術振興基本法成立から5年後の平成18（2006）年11月、文化芸術活動の支援・推進を検討するための市民や有識者による自由な意見交換の場として「多文化都市八戸推進会議」を設置しました。会議では、平成20（2008）年、「多文化都市八戸推進のための提案書」をまとめ、「多文化」の定義や、多文化推進のための3つの視点「八戸からの文化発信／文化の担い手育成／新しい文化の創造」などを提案しています。

この間、市の最上位計画である「八戸市総合計画」（平成19（2007）年を初年度とする第5次計画）において、それまで社会教育や生涯学習の観点から教育行政の中に位置づけられていた文化行政は、「まちの魅力創造のためのプロジェクト群」に位置づけられ、更に平成20（2008）年には、市の文化行政の所管が教育委員会から市長部局へ移管されました。

平成20（2008）年、上記推進会議を市の附属機関に位置づけ、現在の「多文化都市八戸推進懇談会」（以下、「多文化懇談会」という。）に改称しました。多文化懇談会は、平成22（2010）年、「はちのへアートのまちづくり（※●）提案書」において、「従来とは異なる視点から生活やまちに価値を見出すアートの視点が必要」として、文化政策の対象範囲を拡大する「アートのまちづくり」を提案しています。

※● アートのまちづくり・・・文化芸術の多様な視点から地域資源を捉え、地域の誇りや新たな魅力を生み出し、文化芸術を越えた日常生活上の課題解決に向けたアートの力を活用したまちづくり。「文化のまちづくりビジョン」策定に先立つ八戸ポータルミュージアムや南郷におけるアートプロジェクトなどの実践を踏まえながら、ビジョンに位置づけた。

また、平成23（2011）年には「市民練習場の整備に関する提案書」をまとめています。

その後、多文化懇談会における文化政策のグランドデザイン（※●）が必要との議論を受け、市では平成27（2015）年、それまでの議論や提案を踏まえながら「文化のまちづくりビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、目指すべき都市の姿を「文化芸術を通して市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、文化芸術の力を活用した魅力あふれるまち、八戸の実現」と定め、3つの基本方針として「1生活に文化芸術が溶け込む環境づくり」、「2文化芸術がひらく八戸の未来づくり」、「3文化芸術の創造性を活かしたまちづくり」を掲げ、市民の特色ある文化芸術活動である「多文化」の推進や、地域資源の再評価やアートを活用したまちづくりの視点で取り組むアートプロジェクト（※●）等の事業展開の必要性を新たにビジョンとして示しました。

※● グランドデザイン・・・全体構想。

※● アートプロジェクト・・・美術館やギャラリーから外に出て社会的な文脈でアートを捉えたり、アートを媒介に地域を活性化させようとする取組。

(3) 「文化のまちづくりビジョン」に基づく取組

ここでは、「文化のまちづくりビジョン」で新たな取組として位置づけた「アートプロジェクト」について、第三者による評価である受賞歴をもとに、その意義を取り上げます。

平成26（2013）年

文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）

《受賞対象》八戸ポータルミュージアムのアーティスト・イン・レジデンス（※●）、南郷アートプロジェクト、八戸工場大学

《評価のポイント》

まちの各分野の諸課題を横断的・総合的に解決する手法として、市民力の源となる「アート」に着目し、さまざまなアートプロジェクトを展開しながら、新たなまちづくりを推進しており、こうした文化芸術の活用と地域の特色を生かした取組が評価された。

平成28（2016）年

産業観光まちづくり大賞 特別賞

《受賞対象》八戸工場大学

《評価のポイント》

工場群を地域資源と捉え、「八戸工場大学」を通じて市民への理解を深め、地域に対する誇りを醸成させることで、来訪者の拡大を図る取組が評価された。

R2 文字・活字文化推進大賞
（本のまち八戸の取組）
R3 ライブラリー・オブ・ザ・イヤー（BC）
を追加してはどうか？（子育て）

平成28（2016）年

過疎地域自立活性化優良事例総務大臣賞

《受賞対象》南郷アートプロジェクト

《評価のポイント》

旧・南郷村において、地域の伝統的な価値に光をあて、創意工夫により課題解決のために取り組んだ各種事業（ジャズとダンスのパレード、神楽とダンスの公演など）が評価された。

平成28（2016）年

地域創造大賞（総理大臣賞）

《受賞対象》八戸ポータルミュージアム

《評価のポイント》

職・文化・人など八戸の魅力を掘り起こし、発信する企画力溢れる催しを展開することで、人の流れを呼び戻し、まちなか文化施設の新しいあり方を提示したことが評価された。

平成30（2018）年

ふるさとイベント大賞 ふるさとキラリ賞

《受賞対象》八戸工場大学

《評価のポイント》

小規模でありながら、八戸市の職員が企画・運営・集客し、工場、市民、アーティスト等が協働でアートプロジェクトを実施することで、市民の誇りを喚起しその魅力を市内外に発信する取組が評価された。

（注）八戸ポータルミュージアムのアーティスト・イン・レジデンス、南郷アートプロジェクト、八戸工場大学の詳しい内容については巻末資料を参照してください。

※● アーティスト・イン・レジデンス（AIR）・・・アーティストが一定期間ある土地に滞在し、常時とは異なる文化環境で作品制作やリサーチ活動を行うこと。

中心市街地や過疎地域の課題、産業都市における工場群と製造活動など、各アートプロジェクトが対象とする社会的事象は様々であり、上記の受賞理由はそれぞれ異なりますが、共通する評価点として、下記の点をあげることができます。

- ・文化芸術に対する関心の大小によらない、様々な属性の市民の参加・協働、あるいは公民連携の取組が含まれること
- ・地域の資源を対象とし、文化芸術の力により新たな価値を加え、その魅力を再認識する機会としたこと
- ・地域の特色を生かした取組であること
- ・地域内外との交流や発信、地域に対する愛着や誇りを育むなどの地域活性化が図られていること

以上のことをまとめると、歴史的経緯や背景で記載した活動等は一部にしか過ぎませんが、当地域における文化芸術が幅広い分野で取り組まれ、またその中には大変卓越したものがあつたことを改めて確認することができます。

また、当市の文化政策の流れを見ると、国の文化政策の変化に呼応する形でまちづくりの分野などに対象範囲を広げてきた経緯があり、その実践的取組のひとつとしてアートプロジェクトを位置づけることができます。

さらに、このアートプロジェクトを通して、文化芸術を通じた様々な社会分野への関心や働きかけ、多様な市民等の参加・協働、地域資源の再評価と発信などの波及効果が得られました。

このようなことから、当該計画の策定にあたっては、地域で育まれてきた幅広い文化芸術を対象にするとともに、国の文化政策と当市のこれまでの文化政策を踏まえながら、更なる新しい取組を進めるものとしています。

4 市民アンケート等の結果

当該計画の策定にあたり、令和元（2019）年11月に文化芸術に関する市民への意識調査や文化芸術団体等活動者に対するアンケートを実施し、さらにヒアリング調査（以下、「市民アンケート等」という。）を行いました。この項目では、市民アンケート等のほか、文化庁が公開している「文化に関する世論調査報告書（令和3年3月版）」

（以下、「世論調査」という。）をもとに、文化芸術に関する市民の意識等を取り上げ、計画策定の参考としています。※市民アンケート等の詳しい内容については、巻末資料編をご覧ください。

(1) 文化芸術への興味関心や活動について

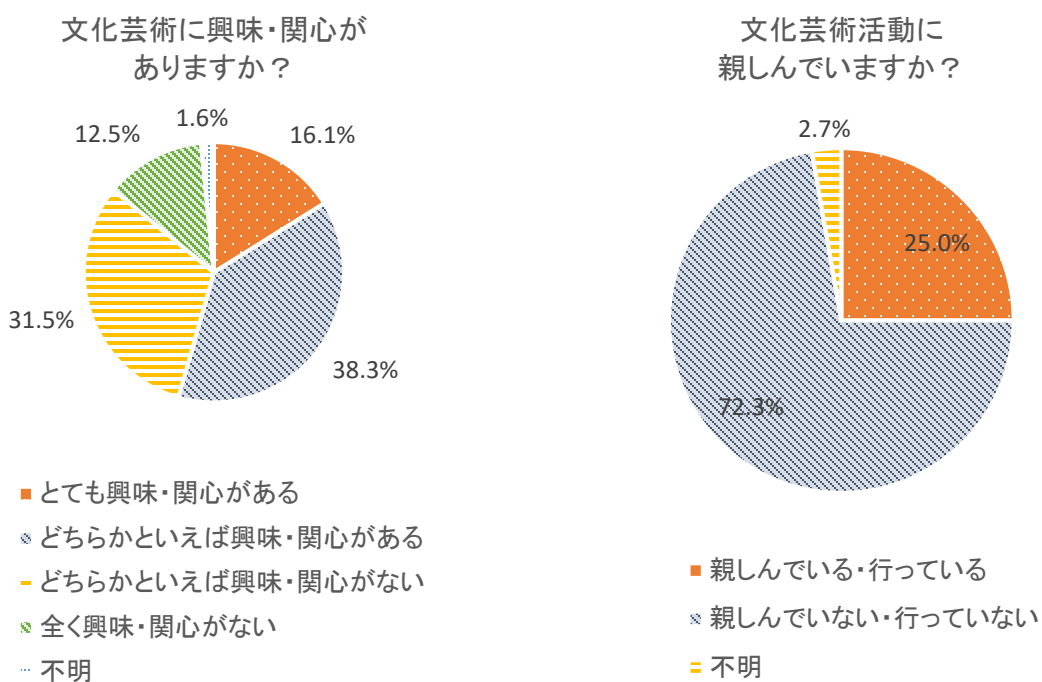
市民アンケート等で文化芸術への興味関心と普段から文化芸術「活動」に親しんでいるかについて尋ねたところ、約5割（54.4%）が「興味関心がある」と答え、4人に1人（25%）が「文化芸術活動をしている」と答えています。【グラフ1】

このうち、普段活動していると答えた人で、興味関心があると答えた方の割合は約97%に上り、また文化芸術がもたらす効果についても肯定的な意見を持つ傾向があることがわかりました。

一方、世論調査において、どうすれば鑑賞以外の活動にもっと参加しやすくなると思うかという質問項目では、「魅力ある内容の活動が行われる（31.6%）」、「住んでいる地域やその近くで活動に参加することができる（30.0%）」、「初心者向けの活動が提供される（23.9%）」などの回答の割合が高くなっています。

こうしたことから、文化芸術への興味関心を高め、その意義への理解を広げるためには、世論調査や市民アンケートの結果にも留意しながら、文化芸術活動に親しむ人を増やすための取組の充実や環境づくりが必要となります。

【グラフ1】



市民アンケート（令和元年11月）

(2) 文化芸術振興に期待する効果について

市民アンケート等において、文化芸術に関する鑑賞や活動機会の充実が、暮らしたい街、住みたい街、魅力的な街であることにつながるかどうか尋ねたところ、一般の市民は約6割（57.6%）が、文化芸術団体等に所属する市民は、8割（81.6%）が「そう思う」と回答しています。【グラフ2】

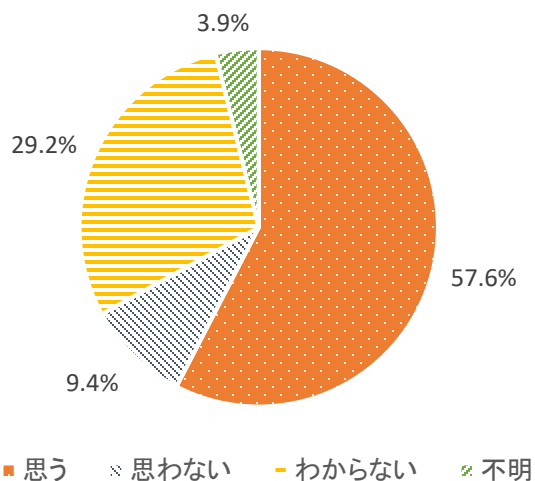
また、文化芸術の持つ可能性を活かせる、又は活かしてほしいと思う分野について尋ねたところ、一般の市民の回答は、「観光」が最も高く、次いで「まちづくり」、「教育」、「国際交流」と続きます。一方、文化芸術団体等は、「教育」が最も高く、次いで「まちづくり」、「観光」と続いています。【グラフ3】

さらに、世論調査によると、文化芸術の振興により社会にもたらされる効果として期待することは何かという質問項目では、「地域社会・経済の活性化」と回答した人の割合（49.5%）が最も高く、ついで「子どもの心の豊かな成長（36.4%）」、「人々が生きる楽しみを見出せる（34.8%）」が挙げられています。

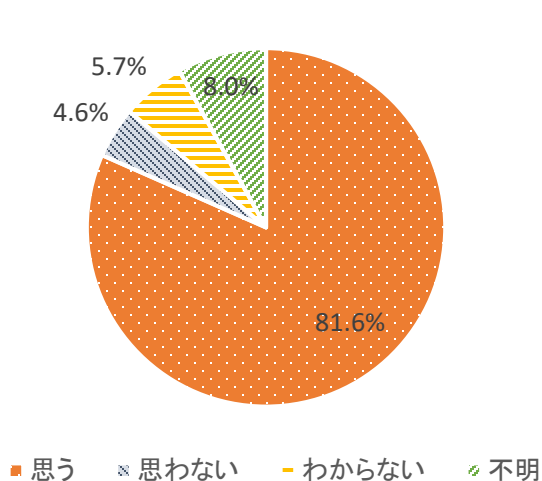
これらのことから、住みたい街であることや移住促進、地域社会や経済の活性化、暮らしを豊かにするという観点からも、文化芸術振興の意義を考え、誰もがその恩恵を享受できる環境づくりを推進していくことが大切であると言えます。

【グラフ2】

文化芸術に関する鑑賞や活動の機会が充実することは、暮らしたいまち、住みたいまち等魅力的なまちをつくることにつながるといいますか？（一般）

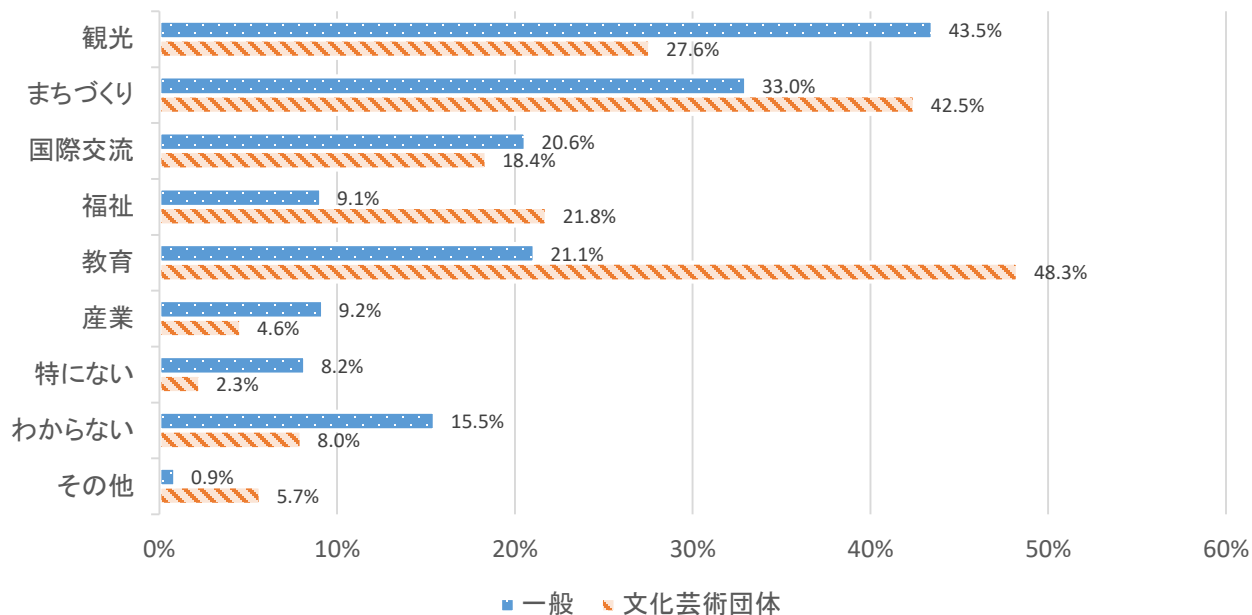


文化芸術に関する鑑賞や活動の機会が充実することは、暮らしたいまち、住みたいまち等魅力的なまちをつくることにつながるといいますか？（文化芸術団体）



【グラフ3】

文化芸術の持つ可能性を活かせる、又は、活かしてほしいと思う分野
はありますか。



市民アンケート（令和元年11月）

(3) 子どもの文化芸術体験と文化芸術団体等の教育連携への期待について

世論調査において、住んでいる地域の文化的な環境を受実させるために何が必要かの質問項目では、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」と答えた人の割合（25.5%）が最も高く、また、子どもの文化芸術体験について何が重要かでは、「学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる」と回答した人の割合（38.8%）が最も高く、次いで「学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる（29.4%）」となっています。

さらに、その期待する効果については、「創造性や工夫をする力が高まる（52.3%）」、「美しさなどへの感性が育まれる（43.0%）」、「日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる（42.4%）」などが続きます。

一方、(2)の「文化芸術進行に期待する効果について」で文化芸術の持つ可能性を活かせる分野として、文化芸術団体等に所属する市民の回答が最も高かったのは「教育」となっており、教育と文化政策との連携の必要性と可能性は高いことがわかります。

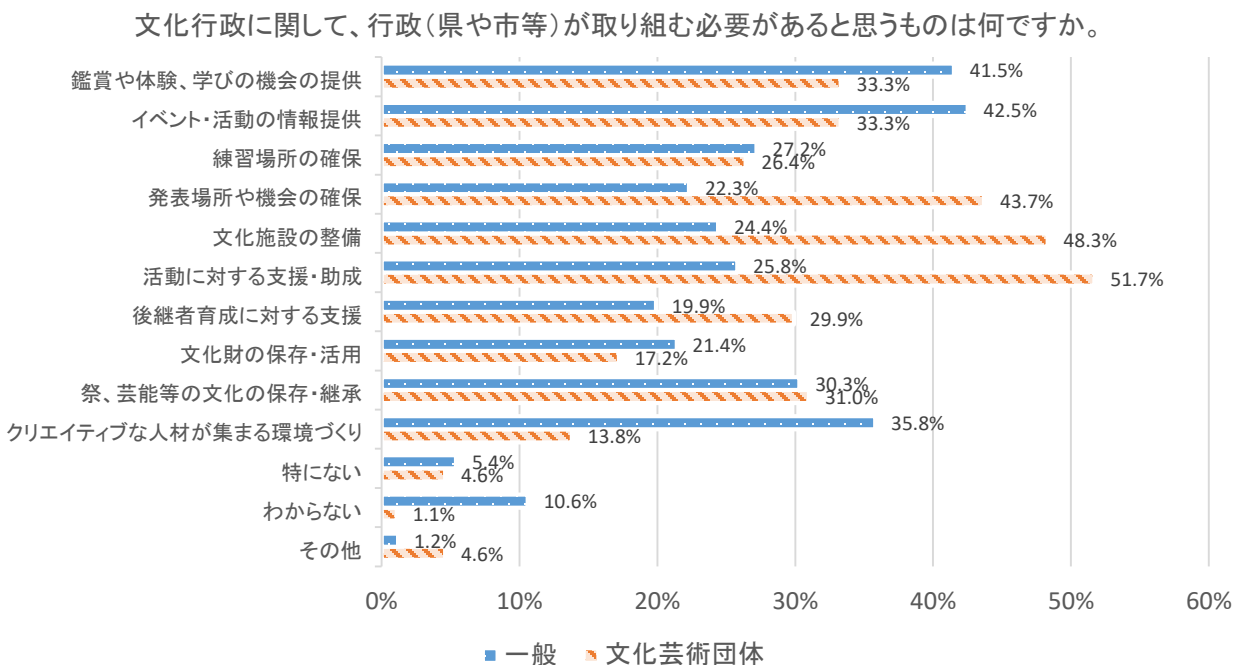
(4) 行政が取り組むべき事項について

世論調査では、住んでいる地域の文化的な環境を充実させるために何がなかでは、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」に続き、「ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実」、「地域の芸能や祭などの継承・保存」が高い割合の回答になっています。

また、市民アンケート等の、行政が取り組む必要があると思う質問項目では、一般の市民の回答は、「イベント・活動の情報提供」が最も高く、次いで「鑑賞や体験・学びの機会の提供」、「クリエイティブな人材が集まる環境づくり」、「祭、芸能等の文化の保存・継承」と続きます。一方、文化芸術団体等に所属する市民は、「活動に対する支援・助成」が最も高く、次いで「文化施設の整備」、「発表場所や機会の確保」と続きます。【グラフ4】

どちらかと言えば文化芸術を享受する側の立場といえる一般の市民と、提供する側と言える文化芸術団体等で行政に求めるニーズが異なっており、それぞれのニーズを踏まえたきめ細やかな政策が必要であることがわかります。

【グラフ4】



市民アンケート（令和元年11月）

(5) 情報発信について

市民アンケート等からは文化施設や文化芸術に関するイベント等への認知は、必ずしも高くないことがわかりました。

一方、文化芸術に関するイベント等に関する情報をどのメディアから得ているか尋ねたところ、18歳以上では、上位3位は「新聞」、「広報はちのへ」、「チラシ・ポスター」と続きましたが、大学生では「SNS」が、中高生では「テレビ」が最も多く、特に「SNS」は高校生が2位、チラシ・ポスターがいずれも2位以内となっています。

【表1】

チラシ・ポスターは年代に関わらず情報入手手段になっているのに対し、18歳以上では新聞等の紙媒体が、大学生、高校生などではSNSなどが主な情報入手の手段になっており、若年層とそれ以外で二極化していることから、今後は双方を対象とした複数の情報媒体によるわかりやすい情報発信が必要となります。

【表1】

	一般	大学生	高校生	中学生
1位	新聞	SNS	テレビ	テレビ
2位	広報はちのへ	テレビ	SNS	チラシ ポスター
3位	チラシ ポスター	チラシ ポスター	チラシ ポスター	家族 友人・知人

市民アンケート（令和元年11月）

5 計画の基本理念及び施策体系等

これまで述べた国の文化政策や当市の取組、市民アンケート等から見える課題など、計画策定にあたり考慮すべき観点は多岐にわたりますが、第1部のまとめとして、これらを踏まえながら、当市の文化芸術の一層の振興を図るため、文化政策の基本理念や施策などを整理します。

(1) 計画の基本理念

八戸市は文化芸術の振興を通して、次のような地域づくりを目指します。

「文化芸術を通して市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、
文化芸術の力を活用した魅力あふれるまち、八戸の実現」

当該計画は、平成27（2015）年度策定の「八戸市文化のまちづくりビジョン」が掲げた上記スローガンを継承し、文化芸術から私たち一人ひとりが受け取る恵みと、地域社会が受け取る恵みの両方を大切にしたい取組を進めるものとし、その要点を3つに整理します。

1 文化芸術を身近なものとしします

文化芸術は、感動や安らぎ、問いや気づきを与え、豊かな人間性や創造性を育み、表現力を高めるなど、多くの恵みをもたらすものであり、これを身近なものとし、尊重し大切にすることを通して、文化的で活力のある地域社会の実現を目指します。

2 文化芸術でつながりを豊かにします

文化芸術は、心のつながりや、多様性を受け入れ相互に理解し尊重し合う土壌を提供するもので、関心や参加、実践に基づく、人々のつながりやコミュニティの豊かな地域社会の実現を目指します。

3 文化芸術が連携する分野を広げます

文化施策の推進にあたっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、医療、教育、産業などの関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう取り組むことを通し、文化芸術のみならず、他分野との相乗的な振興を目指します。

(2) 計画全般に共通する姿勢

基本理念の実現に向けた施策や各取組の実施においては、「チャンス・ユニーク・ガバナンス」の3つのキーワードで表現する姿勢を共通の指針として掲げます。

方針1 チャンス	市民が多様な文化芸術の価値に触れる機会をつくと共に、文化芸術の果たす市民一人ひとりにとって、また、社会にとっての役割を問い直し、考え、共有する機会とします。
方針2 ユニーク	「日本ならではの」、「地方ならではの」、「八戸ならではの」などの独自性や固有性を付加価値として追求し、アイデンティティ（※●）として深められるよう取り組みます。
方針3 ガバナンス	市民による主体的な文化芸術振興の取組をベースに、市民セクターと行政が共に地域づくりを担う、共治（ガバナンス）の実現を目指します。

(3) 施策の体系

具体的な取組は、目的別に整理した6つの施策と各施策に定める取組方針に基づき、検討、実施します。また、施策や取組を相互に関連づけることで、一層の事業効果を目指します。

施策1 ふれる・ふかめる ～文化芸術に親しむ～	施策2 つくる・いどむ ～新たな創造への取組～	施策3 まじる・まざる ～文化芸術による共生～
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民による多彩な文化芸術活動振興のための仕組や枠組の構築 ● 子どもたちの文化芸術の鑑賞や学びの機会の充実 ● 文化施設の文化プログラムの充実と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「アートのみちづくり」の推進と文化創造へのチャレンジ ● クリエイティブビジネスの振興 ● 発信力強化とファンづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共生社会実現に向けた環境づくり ● 社会包摂の取組の推進 ● 文化芸術を通じた国際交流の推進
施策4 のこす・いかす ～伝統の継承と活用～	施策5 つなぐ・ささえる ～担う人、支える人の確保・育成～	施策6 あつめる・ひろめる ～連携のソフトインフラ～
<ul style="list-style-type: none"> ● ユネスコ世界遺産の縄文文化の発信 ● 地域に根ざす文化の継承と発展 ● 文化財の保存と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門人材の確保、育成 ● 中間支援機能の強化 ● 文化ボランティアの活動振興 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携・協働を推進するプラットフォームづくり ● 青森県や近隣自治体との広域連携の推進 ● 事業資金確保の取組や企業メセナ（※●）の推進

- ※● アイデンティティ・・・自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。
- ※● 企業メセナ・・・企業が資金・人材・施設を提供して、文化・芸術活動を支援すること。

(4) 計画の位置づけ

当該計画は、当市の文化芸術の振興を図る文化政策の基本となる計画であり、市政運営の基本となる八戸市総合計画や、（仮称）青森県文化芸術推進計画との整合を図るものとしします。

(5) 計画期間

令和4（2022）年度を初年度とする計画とし、計画の基本理念や計画全般に共通する姿勢は概ね10年、施策や各施策の取組方針は概ね5年で見直しの検討をするものとしします。

ただし、施策や取組方針の見直しにより、基本理念や計画全般に共通する姿勢を見直す必要が生じる場合は、併せて検討を進めるものとしします。

(6) 計画の対象範囲と実施主体

当該計画が対象とするのは、行政の取組にとどまらず、市民、アーティスト、文化芸術団体、文化芸術に関する専門的知見や技術を有する者、事業者、NPOなど多様な主体が実施する取組、あるいはそれらが連携や協働して行う取組を対象として想定しています。

(7) 取組の見直しと進行管理

計画の着実な推進を図るため、文化芸術の取り巻く環境や社会経済情勢等の変化、市民ニーズ、文化芸術団体からの意見、取組の進捗状況を踏まえ、下記のとおり施策や取組の推進に関し、柔軟かつ適切なマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

- ①毎年度、施策に基づき実施する取組について、前年度の実施状況を調査・把握します。
- ②多文化都市八戸推進懇談会や庁内連絡会議において、取組の実施状況に基づき、施策や取組方針の進捗について意見を聴取します。
- ③これらを踏まえて、毎年度、取組の見直しや新たな取組の具体化など、適切な運用を図ります。

